

お知らせ Info

自宅をリフォームしませんか？ 住宅リフォーム費用の一部を補助します！

問 建設課 都市計画・管理係 内線 2411

住宅投資の波及効果による町内経済の活性化および既存住宅の居住環境の向上を図るため、住宅のリフォームを行う方へ補助します。詳しくはお問い合わせください。

対象となる住宅

自己、配偶者、その親（対象者の配偶者の親を含む）またはその子が所有する住宅で次のいずれかの住宅

- 一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住以外の部分が50平方メートルを超えないもの）
- マンション棟の共同住宅（区分所有者が存する建物であって、専有部分が人の居住に供されるもの）

対象者

- 町内に住所を有するもの
- 住宅の所有者または相続人等で、町税の滞納がないもの

募集件数

20件（先着順）

補助金の額

補助対象費用の10分の1以内で上限20万円

補助の条件

- リフォームに要する費用（税込）のうち、対象となる費用が50万円以上であること
- 町内の業者へ発注すること
- 建築してから10年以上経過した町内にある住宅等であること
- 募集期間内に着工し、令和4年3月31日（木）までに工事完了報告書の提出ができること

募集期間

令和3年6月1日（火）
～令和4年2月28日（月）
6月1日は、10時までに建設課窓口前にお越しください。

※募集期間であっても募集件数、または予算額に達した場合は、受付を終了します。



お知らせ Info

安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して… 老朽危険空家除去費用の一部を補助します！

問 建設課 都市計画・管理係 内線 2411

対象となる空家

- 町内にある空家住宅で、住宅の不良度が100以上と判断された住宅
- 町道等の避難路の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空家がある敷地と沿道との境界線を越える恐れがある住宅
- その他、お問い合わせください。

対象者

危険空家の所有者または相続人等で、町税等の滞納がない人

補助の条件

- 老朽危険空家の確認（認定）を受けること
- 町内業者へ発注すること
- 年内に除却すること

補助金の額

補助対象費用の10分の8（限度額80万円）

募集期日 令和3年6月30日（水）まで

募集件数 12件（先着順ではありません。）

※申し出多数の場合は、審査の上、補助を行います。

※募集期日までに募集件数に満たない場合は、募集件数に達するまで受け付けます。

補助金交付の流れ

- ①危険空家の事前調査申し出
- ②危険空家の確認・不良度判定等要件調査
- ③補助金の交付申請
- ④審査
- ⑤補助金の交付決定
- ⑥解体工事の実施
- ⑦完了報告・補助金請求
- ⑧補助金の交付